

幸田町子どもの権利に関する条例 逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条～第11条）

第3章 大人による子どもの権利保障（第12条～第16条）

第4章 子どもを大切にすまちづくりの推進（第17条～第26条）

第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復（第27条～第29条）

第6章 雑則（第30条）

附則

前文

子どもは、一人の人として、かけがえのない価値と尊厳をもって、この世に誕生しました。子どもたち一人ひとりには、独立した人格を持ち、自らの力で未来を切りひらく主人公です。そのためには、生きる権利、こころと体が大切にされる権利、子どもの意見が尊重される権利、学ぶ権利、差別や貧困から救済される権利等の保障が欠かせません。子どもは、その権利が保障される環境の中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるのです。そのためには、家庭や学校・地域・行政がしっかりと手を結び合い、子どもたちのよきサポーターでなければなりません。

子どもたちを取り巻く現実には複雑です。「子どもの権利とは何か」について子どもと子ども、子どもと大人がともに学び合うことが大切です。年齢に応じたこころの問題、人と人との関係や社会の仕組みを学習する中でともに成長するものです。その権利を実行することを通して、お互いに他の人の権利を尊重するこころや責任を身につけることができるのです。

子どもは、大人とともに幸田町を創っていく大切なパートナーです。保護者や子どもに関わる仕事や活動に携わる大人だけでなく、すべての町民が、子どもに対する責任を負っています。このため、まち全体で子どもが育つ環境の整備や子どもと直接向き合う大人たちを支援していかなければなりません。

子どもにやさしいまちは、大人にとっても親しみ深いまちとなるはずで、子どもが夢を育てること、それは、そこに住むすべての人の希望になります。

子どもは、今を生きる地球市民として自国の文化を大切にしながら、世界の人々と交流し、平和の大切さ、異なった文化の理解、自然を取り巻く地球環境問題等を学び合わなければなりません。これは、国際的な視野を育み、幸田町の子どもが一人の人として成長していくには何が大切かを理解するために必要です。

私たちは、このようなまちづくりを目指し、幸田町が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、幸田町子どもの権利に関する条例を制定します。

【解説】

前文では、この条例が子どもの権利に関して目指す幸田町の姿について述べています。

第1段落では、子どもは人間として尊重されること、権利の主体であることを述べています。子どもが心身ともに健康で心豊かな成長をするためには、家庭・学校・行政・地域が連携して、子どもたちをサポートすることが必要であることを述べています。

第2段落では、子どもの権利の尊重は学び合うことから始まることを述べています。

この条例で定める権利は、すべての子どもが生まれながらにして持っている権利であって、一定の義務や責任を果たすことを引き換えに与えられるものではありません。ただし、その権利は自分だけが持っているものではなく、すべての人が持っているものであり、自分の権利が尊重されるのと同様に他の人の権利も尊重されるべきであるということを、社会との関わりを持つ中で学んでいくことを述べています。

第3段落では、子どもと大人の関係について述べています。

子どもは、幸田町を担っていく大切な存在であり、大人と子どもはパートナーの関係にあります。まちをあげて直接子どもと関わる大人を支援し、子どもの育つ環境を整えていく必要があることを述べています。

第4段落では、子どもとまちの関係について述べています。

子どもが夢を育て、実現していくことができるまちは、いきいきとしており、大人も住みやすいまちであり、すべての住民にとって希望に満ちあふれたまちになります。

第5段落では、子どもを取り巻く社会の視点を世界に向け、地球市民としてどのように生きていくのかということについて述べています。これからの社会はグローバル化がさらに進展すると考えられます。多文化の中で主体性をもって、様々な問題に取り組み、解決していかなくてはなりません。そのために求められることを述べています。

最後に、幸田町が子どもの権利を尊重するまちの実現を目指して、この条例を制定することを宣言します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づいて、子どもの権利を保障し、子どもが生きていることのよろこびを感じつつ、いきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもを大切にすまちの実現を目的とします。

【解説】

ここでは、幸田町子どもの権利に関する条例の目的について定めています。

この条例は、国連の「児童の権利に関する条約」の理念に基づいて子どもの権利を保障することを定めています。子どもは一人の人間として基本的人権を持っていますが、社会的な庇護や保護が必要な存在であることから、大人が特別に尊重しなければならない権利があることを、この条約は定めています。幸田町では、さらに子どもに生きていることの意義やよろこびを感じる人

間になってほしいとの願いを込めています。

そのためには、子どもや直接子どもに関わる大人だけでなく地域社会全体で子どもを育て、支え合う仕組みが必要であり、子どもを大切にすまのまちの実現を目指しています。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 子ども 町内に住んだり、町内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人
その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する立場にある人をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 町内にある児童福祉施設、学校教育施設、社会教育施設、民間教育施設
その他子どもが学ぶために利用する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。
- (5) 地域住民 地域の住民、地域で活動を行う団体及び町内の事業者をいいます。

【解説】

ここでは、この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい用語について定めています。

第1号「子ども」とは

幸田町に住んでいたり、幸田町で学んでいたり、いろいろな活動をしたり、働いている人で、年齢が18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、主に18歳でも高校に在学している人を想定しています。

第2号「保護者」とは

子どもの親又は、親に代わって子どもを養育する立場にある人をいいます。

第3号「育ち学ぶ施設」とは

設置者の公私を問わず、町内にある児童福祉施設（保育園や児童館など）、学校教育施設（幼稚園、小学校、中学校、高校など）、社会教育施設（公民館、図書館、町民会館、町民プールなど）、民間教育施設（各種塾、習い事やスポーツ施設など）、これら以外でも子どもが学ぶために利用する施設も含まれます。

第4号「施設関係者」とは

第3号で挙げられた各施設の設置者、管理者、教員（先生・指導者）、職員をいいます。

第5号「地域住民」とは

幸田町に住んでいる大人や地縁組織だけでなく、幸田町内の事業者、幸田町内で活動する各種団体やこれらの団体に所属する大人をいいます。

(基本的考え方)

第3条 この条例により子どもの権利を保障し、子どもを大切にすまちの実現は、次の考え方に基づきます。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって最もよいことを第一に考えます。
- (2) 子どもの生きるよろこびを育むため、その気持ちや考え、行動する力を大切にします。
- (3) 子どもの年齢や発達に配慮します。
- (4) 子どもと大人の相互理解を基本に、地域全体で取り組みます。

【解説】

ここでは、子どもの権利を保障し、子どもを大切にすまちを実現していくための、この条例自体の基本的な考え方を定めています。

第1号では、子どもに関わる物事の判断や決定をするにあたっては、子どもの幸せや子どもにとって何が一番有益なのかを考えることとしています。

第2号では、子どもが生きるよろこびを実感できるよう、大人は子どもの気持ちや考え、あるいはその行動する力を大切にすることとしています。子どもの権利を保障し、子どもを大切にすまちの実現は、子どもだけ、大人だけでできることではありません。

第3号では、大人が、子どもの年齢や発達の状況に応じた支援や助言をすることも必要であるとしています。

第4号では、子どもと大人がお互いに理解し合うことを基本に、地域社会全体で、子どもを大切にすまちの実現に向けて取り組むこととしています。

第2章 子どもにとって大切な権利

(権利の保障と尊重)

第4条 この章に定める権利は、子どもが一人の人として育ち、学び、生活するうえで大切な権利として、保障されます。

2 子どもは、自分の権利を学び、大切にするとともに、他の人の権利を尊重するよう努めます。

3 子どもは、前項を達成するために、必要な支援や助言を受けることができます。

【解説】

第2章では、尊重される子どもの権利を7つに大別して、具体的にどのようなものなのかについて明記しています。この章における条文の主語はすべて「子ども」です。この章で定められた権利は、「児童の権利に関する条約」に定められている権利を基礎とし、アンケートやワークショップなどを通して幸田町の子どもと大人の意見を集約、まとめあげたものです。

第5条から第11条まで子どもの権利について具体的に示し、これらの権利が保障される大切な権利であることを明示しています。

子どもははじめに、自分が持っている権利を知ることが必要であり、その自分の権利を大切にしなければいけないことが定められています。自分の権利について知ることは、他の人もまた同

じ権利を持っていることを知ることになります。自分の権利を尊重するとともに、他の人の権利も尊重しなくてはなりません。

そして、子どもが自分の権利を学び、他の人の権利を尊重するためには、必要な支援や助言を受けられると定めています。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもには、安心して生きる権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、尊い存在として大切にされること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活すること。
- (4) 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- (5) 健康を保ち、適切な医療が受けられること。
- (6) 安心できる場所で眠れること。

【解説】

ここでは、子どもに限らず人間として尊重されなければならない権利であり、とりわけ子どもだからこそ大切にしたい権利を定めています。

これらは、幸田町の子ども意見集約の中でも挙げられた子どもたち自身が求める権利でもあり、心と体の成長過程である子どもの時期を通して人格が形成されていくことを考えれば、子ども特有の必要不可欠な権利であると考えられます。

あえて第6号を定めているのは、子どもたちは、大人が思っている以上に疲れていて、心身ともに安らかに、ぐっすりと眠ることを欲しているためです。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもには、自分らしく生きる権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 子どもというだけで、不当に扱われないこと。
- (3) 自分の気持ちや考えを大切に、表現できること。
- (4) 自分のことを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (5) こころの安らぐ居場所を持ち、自由な時間を過ごせること。

【解説】

ここでは、自分らしく生きる権利について定めています。

生きるよろこびは、自分らしく生きること、自分の存在自体が認められていることがなければ実感できません。

ここに挙げられている第1号から第5号は、幸田町の意見集約の中から浮かび上がってきた子どもたちの思いです。子どもたちは一人の人間として認められたいと思っています。子どもは小さな大人ではありません。大人は、子どもを大人より劣った存在としてみるのではなく、一人の人間として尊重しなければなりません。それが、子どもたちの「自己肯定感」を培っていくことにもなります。

また、子どもたちは忙しい時間を過ごしています。人として成長するために必要な内省をするためには、ゆっくりと休息したり、自由に過ごしたりする時間と場所が必要です。

(学び育つ権利)

第7条 子どもには、学び育つ権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 必要な知識や情報が得られること。
- (2) 教育を受けたり、自ら学んだりする機会が得られること。
- (3) 文化、芸術及びスポーツを通じて豊かな人間性を育む経験が得られること。

【解説】

第7条、第8条、第9条は、子どもの育つ権利について定めています。これらに共通する考え方には、社会性を育てる、問題解決能力を育てる、達成感を得る、こころを鍛えることがあります。これら3つの権利を大切にされた日常生活が、子どもたちの心身ともに健全な成長につながります。

第7条では、学び育つ権利について定めています。

学ぶことには、学校等での勉強だけではなく、自らの好奇心や探究心に従って知識や情報を得ることが含まれており、その機会が保障されます。また、文化や芸術、スポーツに親しむことにより感性を磨き、体を鍛えることも大切なことです。

(遊び育つ権利)

第8条 子どもには、遊び育つ権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 遊びが大切にされること。
- (2) 遊びの場、時間及び仲間が得られること。

【解説】

ここでは、遊び育つ権利について定めています。

遊びとは、子どもが人間的な成長をするためになくてはならない大切な要素です。社会性や創意工夫、こころを鍛えるなど遊びから得られる貴重なことがたくさんあります。

(ともに育つ権利)

第9条 子どもには、ともに育つ権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 保護者とこころあたたまる時間を過ごすこと。
- (2) さまざまな世代の人々と触れ合うこと。
- (3) 地域や社会の活動に参加すること。
- (4) 異文化と交流し、対話すること。
- (5) 自然に親しむこと。

【解説】

ここでは、ともに育つ権利について定めています。

人間はさまざまな人々とふれあい、対話することで、こころの成長があります。人との交流だけでなく、異文化や自然と触れ合うことでも大きな気づきが生まれます。子どもと子どもを取り巻く社会との接点を増やすことで、子どもの成長が促進されます。

(自分を守り、守られる権利)

第10条 子どもには、自分を守り、守られる権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 本人の意思や行動が尊重され、見守られること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) あらゆる差別を受けないこと。
- (4) いじめ、虐待、体罰その他あらゆるこころや体への暴力から守られること。
- (5) 薬物濫用、性的搾取、誘拐その他あらゆる危害から守られること。
- (6) 自分を守るための適切な情報が得られること。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを安心して相談できること。

【解説】

ここでは、子どもが自分を守る権利、大人に守られる権利について定めています。

子どもを信用・信頼して、子どもが成長していく過程を見守ることは、子どもが尊重されると実感でき、自分らしく生きていくことにつながると考えられます。

第4号にある暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、無視される・存在を否定されるような言葉を浴びせられるなどの精神的暴力、性的暴力、ネグレクトを指します。

第5号にある危害については、ここに挙げてあるものは例示にすぎません。ここでは、子どもの福祉の観点からみて、排除すべきものを危害と位置づけます。

子ども自身が自分を守り、守られるためには、大人が気づき権利を保障することはもちろんですが、適切な情報や安心して相談する機会を得られることが大切です。

(参加する権利)

第11条 子どもには、参加する権利があります。そのためには、次のことが保障されます。

- (1) 参加に必要な情報が得られること。
- (2) 参加の場で自分の気持ちや考えを表明することができ、尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られ、意思決定に参加すること。
- (4) 仲間をつくり、集まり、自治的な活動を行うことができ、適切な支援を受けられること。

【解説】

ここでは、子どもの社会参加の権利について定めています。

子どもが社会の諸活動に参加することは、社会そのものの活性化にもつながります。ここでいう参加とは、単に構成員になるだけでなく、自分の意思を表明し、意思決定にも参画することをいいます。

また、自治とは、活動を企画し、組織し、運営し、管理する一連の活動のことをいいます。

第3章 大人による子どもの権利保障

(大人の責務)

第12条 大人は、子どもが生きるよろこびを感じられるよう、第3条に定める基本的考え方に基づき、前章で掲げた子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

- 2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分や自分以外の人やものを大切にす豊かな価値観を持つ人間になれるよう支援しなければなりません。
- 3 大人は、大人としての自覚を持ち、お互いの連携を大切にしつつ、子どものよき手本となれるよう努めなければなりません。
- 4 大人は、あらゆる差別、暴力及び危害から子どもを守らなければなりません。

【解説】

第3章では、子どもの権利を保障するための、大人全般に共通の責務、保護者、施設関係者、地域住民のそれぞれの責務と町の責務を定めています。

第12条では、子どもの権利を保障するために必要な、大人に共通する責務を定めています。

大人は、子どもの権利を守り、子どものよりよい成長のために支援しなければなりません。そのためには、大人は子どもに期待するだけでなく、子どものよき手本となれるように生活しなければなりません。それは、大人一人ひとりの努力と大人同士の連携、大人と子どもの連携によって成り立つものだと考えます。

また、子どもを差別しないことや、暴力や危害を子どもに加えないことはもとより、それらから子どもを守る行動をとらなければなりません。

(保護者の責務)

第13条 保護者は、子育てに第一義的な責任を持つものとして、家庭が果たす役割の大切さを認識し、次のことに取り組まなければなりません。

- (1) 子どもがこころ豊かに育つため、子どもの年齢や発達に応じた支援や助言をすること。
- (2) 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、十分に対話をする事。
- (3) 子どもが家庭で安心して過ごせるよう環境を整えること。

【解説】

ここでは、大人の中でも、子どもにとって最も身近な存在である保護者の責務について定めています。

児童の権利に関する条約でも、子育ての第一義的な責任は保護者にあるとされています。これは、子どもがよりよく成長するためには、家庭の役割が非常に大きいことを確認しているもので、改めて子育てにおける家庭の役割について大人が自覚する必要があります。

対話は、子どもの意見や気持ちを聴くことから始まります。保護者が子どもの意見や気持ちを聴く姿勢から子どもは自分の存在を肯定し、生きる意味を感じることができます。

(施設関係者の責務)

第14条 施設関係者は、子どもの福祉や教育に携わる者として、次のことに取り組まなければなりません。

- (1) 子どもにとって最善の環境や学びとは何かを常に問いかけながら、子どもの活動の充実を図ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、説明し、意思決定に参加する機会を設けること。
- (3) 虐待又はいじめの予防及び早期発見に努めること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するため、研さんに努めること。

【解説】

ここでは、施設関係者の責務について定めています。

育ち学ぶ施設は、家庭以外で子どもが多く時間を過ごす場所であり、集団の中で社会性を学ぶ場所でもあります。施設関係者は、虐待やいじめの予防、早期発見を始め、子どもの権利保障上、重要な役割を担っていると言えます。ここでは、直接子どもと接する職員以外にも、子どもの権利保障を円滑に遂行できるような環境づくりも施設設置者に求めています。

施設関係者には、子どもの権利に関する理解と保障のための研さんを求めています。施設関係者の理解が進むことで、子どもの活動が充実し、主体的な参加の機会が増えることとなります。

(地域住民の責務)

第15条 地域住民は、子どもとともに生活する地域社会の構成員として、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを大切に、対話の機会をつくり出すよう努めること。
- (3) 子どもがこころ豊かに育つため、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、住民意識の高揚や地域力の発揮に努めること。

【解説】

ここでは、地域住民の責務について定めています。

子どもが地域の行事や活動に参加するような機会を設け、地域の住民が子どもと関わることで、子どもは自分が地域の構成員であることを自覚していきます。また、子どもが地域活動に参加することで地域は活性化し、地域の連帯感と教育力が高まることにより、大人と子どもがお互いに理解して関わり合うことができる相乗効果が生まれます。

(町の責務)

第16条 町は、保護者、施設関係者及び地域住民と連携、協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施しなければなりません。

- 2 町は、保護者、施設関係者及び地域住民が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援をしなければなりません。
- 3 町は、国や他の公共団体等と協力して、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

【解説】

ここでは、町の責務が定められています。

第3条「基本的考え方」には、子どもを大切にするまちの実現のためには、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えることが定められています。この考え方を基礎として、第12条から第15条までに定める大人の責務をそれぞれが果たせるようにしなければなりません。また、町は、第4章で定める各種まちづくり施策を推進していかなければなりません。

しかし、子どもの権利保障のためには、町だけで実行することは難しく、保護者、施設関係者、地域住民との連携、協働が欠かせません。そして、町内だけで完結するものではなく、国や他の公共団体とも連携、協力して子どもの権利を守っていくことも必要です。

第4章 子どもを大切にすまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

- 第17条 町は、この条例と子どもの権利について周知を図るとともに、必要な取組を実施します。
- 2 町は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもが子どもの権利について学び、お互いを尊重し合うことができるよう必要な支援を行います。
- 3 町は、大人が子どもの権利について学ぶことができるよう必要な支援を行います。

【解説】

第4章は、子どもの権利を保障するための町の施策について定めています。

第17条では、町が、子どもの権利について子ども、保護者、施設関係者、地域住民などに対し、広く普及・啓蒙するための取組を行うことを定めています。

子どもの権利を保障することは、子どもの権利を知ってもらうことから始まります。そのためには、町は、子どもや大人が子どもの権利について学ぶ機会を設けるとともに、さまざまな場面での学習の機会を支援していきます。

(子育て家庭への支援)

- 第18条 町は、子育てをしている家庭に配慮し、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。
- 2 町は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に対し、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに努めます。

【解説】

ここでは、子育て家庭に対する町の取組を定めています。

子育てと仕事を両立させようとしている保護者については、勤務中の子どもの処遇が大きな課題です。町は、保育園や児童クラブの充実等、安心して子育てできるような環境の整備に努めていきます。

(特別な支援が必要な子どもや家庭への支援)

- 第19条 町及び育ち学ぶ施設は、特別な支援が必要な子どもや家庭に配慮し、適切な支援をします。

【解説】

ここでは、特別な支援を必要としている子どもや家庭に配慮した支援を行うことを定めています。

特別な支援を必要としている子どもや家庭とは、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、虐待を受けた子ども、非行を犯した子どもなど

で、特別な支援が必要と判断される子どもや家庭をいいます。

(子どものころや体への暴力に対する取組)

第20条 町は、子どもに対するころや体への暴力の予防及び早期発見に取り組みます。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや受けていると思われる子どもを発見したときは、町や関係機関に相談することができます。

3 施設関係者及び地域住民は、子どもを見守り、ころや体への暴力を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに町や関係機関に通報しなければなりません。

4 町は、ころや体への暴力を受けた子どもを速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な取組を実施します。

【解説】

ここでは、子どものころや体への暴力に対する取組を定めています。

町は、第10条にあるころや体への暴力に対しては、その予防及び早期発見に努めるとともに、子どもが相談できる体制を整えます。そして、子どもの救済のために、他の機関と連携、協力して、必要な取組を実施しなければなりません。

大人は、ころや体に暴力を受けていると思われる子どもに気づいたら、直ちに町や関係機関に通報しなければなりません。それが、第12条で定める大人の責務であり、地域ぐるみで子どもを守っていくこととなります。

(子どもへの危害に対する取組)

第21条 町は、保護者、施設関係者及び地域住民と協力し、子どもが、子どもにとって有害な環境や犯罪の危害と接することがないように必要な取組を実施します。

2 町は、子どもが安全で、安心して暮らすことができるよう公共施設等の整備や必要な支援を行います。

【解説】

ここでは、子どもへの危害に対する取組を定めています。

子どもにとって有害な環境や犯罪などに子どもが巻き込まれたり、接したりすることがないように、町は第10条にある子どもへの危害に対して、町はもとより、保護者、施設関係者、地域住民と協力、連携して子どもを守る取り組みをします。そのために町は、子どもが安全で安心して遊んだり、学んだり、活動する生活全般の場としての公共施設の整備や支援などを行います。

(育ちを支える居場所づくり)

第22条 町は、子どもが仲間と集い、自治的な活動ができる居場所づくりを進めます。

2 町は、子どもが自然との触れ合いやさまざまな体験をしたり、異なった世代の人々と交流したりする場や機会を提供し、豊かな自己の育ちを支援します。

【解説】

ここでは、子どもの育ちを支え、促すための居場所づくりについて定めています。

子どもの権利を保障していくまちづくり、子どもにやさしいまちづくりにおいて、“子どもの居場所”というのは最重要課題の一つであり、キーワードでもあります。その居場所とは、子どもたちが単に身を置くところというのではなく、子どもがありのままの自分を表現し、それが回りに認められ、自分の存在価値を実感できる場です。具体的には、多くの子どもたちが集う、児童館のような施設が想定されます。

また、子どもの豊かな感性や情操を育てる観点から、施設整備のみならず、自然や異世代との触れ合いや交流の機会を提供していきます。

(意見表明や参加の促進)

第23条 町は、子どもに関する施策の計画や実施にあたっては、子どもが意見を表明したり参加したりできる環境の整備や機会の充実を図ります。

2 町、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めます。

【解説】

ここでは、子どもの意見表明や参加の促進についての取組を定めています。

町は、子どもに関する施策を計画する段階から実施の段階まで、子どもが自分の意見を発表したり、その検討の場に参加したりしやすい環境や機会を充実させます。

大人は、子どもが自分の意見を表明したり、参加したりできるよう、その促進に努力をします。

子どもたちの自主的、主体的な活動を促進するためには、子どもの気持ちや考えを聴き、まずは受け止めることが重要です。町は、子どもの考えを引き出し、子どもが主体となって自治的な活動ができるよう支援します。

(子ども会議)

第24条 町は、子どもを大切にするまちの実現に向けて、子どもの意見を聴くため、幸田町子ども会議を開催します。

【解説】

ここでは、「子ども会議」について定めています。

幸田町が目指す、子どもを大切にすまのまちの実現に向けた具体策の一つとして、「子ども会議」を設置します。「子ども会議」は、子どもの参加の機会として、町長やその他の執行機関に対し、子どもにやさしいまちの実現に関することについて、意見を提出することができます。

(子どもに関する行動計画)

第25条 町は、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、子どもに関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を策定し、必要に応じて、その内容を見直します。

【解説】

ここでは、町が策定する子どもに関する行動計画について定めています。

この条例を実効性のあるものとするために、町は子どもに関する行動計画（以下「行動計画」）を定めます。子どもにやさしいまちの実現のために達成しようとする目標や内容、実施期間をこの計画の中で明らかにします。また、この計画は必要に応じて5年ごとに見直ししていきます。

(子ども施策推進委員会)

第26条 町は、行動計画の策定及び円滑な推進を図るため、幸田町子ども施策推進委員会（以下この条において「推進委員会」といいます。）を設置します。

- 2 推進委員は、子どもの権利に関わる人権、福祉及び教育の分野において知識や経験のある人のうちから、町長が委嘱します。
- 3 推進委員会の職務は次のとおりとします。
 - (1) 推進委員会は、子どもの権利に関わる総合的かつ計画的な施策について、町長の求めに応じ、その調査及び審議を行うこと。
 - (2) 推進委員会は、行動計画に関し自ら必要と判断した事項について調査や検証を行い、その結果を町長に報告すること。
- 4 町長は、推進委員会の報告又は調査審議の結果を尊重し、必要な措置を講じます。

【解説】

ここでは、子どもに関わる諸施策を推進するための委員会について定めています。

前条で定められた行動計画の策定や見直し、そして、推進管理などを目的とする子ども施策推進委員会を設置します。推進委員は、行動計画が進んでいるか、支障はないかなどについて町長からの諮問に応えるだけでなく、自主的に調査したり、検証したりすることができます。町長は、推進委員会からの報告や調査の結果を尊重し、必要な措置を講じなければなりません。

第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(子どもの権利擁護委員会の設置)

第27条 町は、子どもの権利侵害に対して、適切かつ速やかな救済を図り、権利の回復を支援するために、幸田町子どもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」といいます。）を設置します。

2 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利を理解し、豊かな知識や経験のある人のうちから、町長が委嘱します。

【解説】

ここでは、実際に子どもの権利侵害があったときの相談・救済機関としての擁護委員会について定めています。

擁護委員会は、子どもの救済や権利の回復に向けて、助言や支援などをします。その職責から、より具体的な措置を提言することが求められますので、擁護委員には、法曹関係者、教育関係者、児童福祉関係者などが望まれます。

(擁護委員会の職務)

第28条 擁護委員会は、次のことに取り組みます。

- (1) 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。
- (3) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して是正措置を講ずるよう勧告したり、改善を要請したりすること。
- (4) 前号の規定による勧告又は改善の要請が速やかに実施されるよう、町に対し必要な取組を実施するよう要請すること。
- (5) 勧告や要請を受けた者に対して、是正や改善の状況等の報告を求めること。また、その内容を申立人等に伝えること。

2 擁護委員会は、必要があると認めるときは、子どもの権利に関係する者に出席を求め、子どもの権利の保障等について意見を聴くことができます。

3 擁護委員会は、必要に応じて町に対し施策を提言することができます。

4 擁護委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

【解説】

ここでは、擁護委員会の職務について定めています。

相談を受け、救済や権利の回復のために助言や支援をし、必要に応じて調査、調整、是正措置の勧告、改善の要請などを行うという一連の救済に向けた取組をします。いくつかの機関や部署でたらい回しにすることなく、一つの機関で引き受け、対応することは、子どもに大きな安心感

を与えます。

擁護委員会は、是正措置の勧告や改善の要請等への対応の結果について報告を求めることができ、相談した人にその結果を伝えます。こうして擁護委員は責任をもって結果まで見守ることができます。

このように擁護委員会は、子どもの救済や権利の回復をする上で大きな権限を持ちますが、子どもが生活しにくくなつては、子どもにとって最善の方法とはいえません。擁護委員会の実際の仕事は、人間関係を調整することであり、権利侵害をした側とされた側がどのような形で関係を修復していくのが最もよいかを考え、話し合い、両者の関係修復に向けた取組を進めていくことです。

(擁護委員会に対する支援や協力)

第29条 町は、擁護委員会の活動を支援します。

2 保護者、施設関係者及び地域住民は、擁護委員の職務に協力するよう努めなければなりません。

【解説】

ここでは、町を始め子どもに関わるすべての人が擁護委員会の活動に対して支援や協力を努めるべき旨が定められています。

子どもの救済や権利の回復のために擁護委員会の活動がありますが、擁護委員会だけで実現できるものではありません。町は擁護委員会の活動を支援します。しかし、子どもの救済や権利の回復は、町の支援だけでも実現できません。保護者や施設関係者、地域住民など、直接子どもに関わるすべての大人の協力が欠かせません。まちをあげて子どもの権利を保障するように努めていくことが大切です。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

【解説】

この規定を受けて、この条例に定めのない詳細な事項については、「幸田町子どもの権利に関する条例施行規則」で定めています。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第25条の規定により策定された行動計画とみなします。

【解説】

この条例が効力を発効するのは、平成23年4月1日からです。

また、第25条で定められている子どもに関する行動計画については、当面、次世代育成支援対策推進法に基づき策定された計画（幸田町次世代育成支援行動計画後期計画）をもって代えることができる旨が定められています。この計画は、毎年その進捗を管理しており、必要に応じて変更もしています。平成26年度まではこの計画をベースとして、子どもの権利に関する事業を推進していきます。